

取手市国民健康保険税条例の改正 1 (案)

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世帯・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯のしくみです。拠出された支援金は、児童手当の抜本的な拡充・妊婦のための支援給付・乳児等のための支援給付・出生後休業支援給付等の事業に充てられます。

○子ども・子育て支援金制度の創設

令和8年4月1日より実施。医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分に加え、子ども・子育て支援金分が創設されます。医療保険分等と同様に所得割額・均等割額に加え、新たに18歳以上均等割額が課税されます。18歳以上均等割額とは、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額を全額軽減します。その軽減分を18歳以上の被保険者全員で按分して、18歳以上均等割額として負担します。

取手市国民健康保険税条例の改正 1 (案)

○医療保険分の減額措置

取手市としては、子ども・子育て支援納付金分の所得割額・均等割額・18歳以上均等割額相当分を医療保険分の所得割額・均等割額を引き下げることによって、被保険者の負担増とならないようにします。ただし、課税限度額を超過する一部世帯においては、負担増となる場合があります。

区分	所得割額	均等割額	18歳以上均等割額
医療保険分	7.5%→ 7.25%	21,000円→ 19,300円	—
後期高齢者支援金分	1.2%	10,000円	—
介護納付金分	1.5%	8,000円	—
子ども子育て支援納付金分	0.25%	1,600円	100円
合計	10.2%	39,000円	

取手市国民健康保険税条例の改正 2 (案)

令和7年12月26日閣議決定の「令和8年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、次の改正を令和8年4月1日から実施するものです（令和8年3月に地方税法施行令改正後に専決処分にて実施予定）。

①課税限度額の引上げ

国民健康保険税の医療保険等基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げる。また、新たに子ども子育て支援納付金分が新設され、課税限度額を3万円とする。

区分	現行	改正後
<u>医療保険分</u>	<u>66万円</u>	<u>67万円</u>
後期高齢者支援金分	26万円	現行どおり
介護納付金分	17万円	現行どおり
<u>子ども子育て支援納付金分</u>	<u>新設</u>	<u>3万円</u>
合計	<u>109万円</u>	<u>113万円</u>

取手市国民健康保険税条例の改正 2 (案)

② 5割軽減・2割軽減の基準額見直し

低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準に関しては被保険者数に乗ずる金額を **30.5万円から31万円**に、2割軽減の基準に関しては被保険者数に乗ずる金額を **56万円から57万円に引き上げる**。

軽減割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	※1 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	現行どおり
5割	30.5万円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	31万円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	56万円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	57万円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※1 43万円：地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額